

法令 関係	国民健康保険法 保険者-被保険者関係	大項目 小項目	医療供給に関する情報提供 文書の提出等(参考)	
改正時期	時期		条文	備考
現行法		第113条	保険者は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、世帯主若しくは組合員又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。	

(2) 保険者－医療供給主体関係

- 医療供給主体の選択
- 診療報酬等の契約内容
- 診療内容及び報酬の審査
- 診療報酬の支払
- 医療供給、危険選択に関する情報収集

法令	健康保険法	大項目	医療供給主体の選択(保険医等の登録)
関係	保険者-医療供給主体	小項目	
改正時期	時期	条文	
現行規定		第43条の2	備考
		保険医療機関ニ於テ健康保険ノ診療ニ従事スル医師若ハ 歯科医師又ハ保険薬局ニ於テ健康保険ノ調剤ニ従事スル 薬剤師ハ都道府県知事ノ登録ヲ受ケタル医師若ハ歯科医 師又ハ薬剤師(以下保険医又ハ保険薬剤師ト称ス)タル コトヲ要ス	昭和32年法律第42号により本条追加。以 後改正なし。

法令	健康保険法	大項目	医療供給主体の選択(保険医療機関等の指定)
関係	保険者-医療供給主体	小項目	
現行規定		第43条の3	<p>①保険医療機関又は保険薬局ノ指定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ其ノ開設者ノ申請アリタルモノニ就キ都道府県知事之ヲ行フ</p> <p>②前項ノ申請ハ病院又ハ医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第三項ニ規定スル療養型病床群(本項ニ於テ単ニ療養型病床群ト称ス)ヲ有スル診療所ニ付テハ同法第七条第二項ニ規定スル病床ノ種別(診療所ニ設置スル療養型病床群ニ係ル病床ニ付テハ同項ニ規定スル其ノ他ノ病床ト看做ス本案ニ於テ単ニ病床ノ種別ト称ス)毎ニ其ノ数ヲ定メテ之ヲ行フモノトス</p> <p>③都道府県知事保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ガ本法ノ規定ニ依リ保険医療機関若ハ保険薬局ノ指定若ハ第四十四条第一項第一号ニ規定スル特定承認保険医療機関ノ承認ヲ取消サレ五年ヲ経過セザルモノナルトキ又ハ保険給付ニ関シ診療若ハ調剤ノ内容ノ適切ヲ欠ク虞アリトシテ重テ第四十三条ノ七第一項(第四十三条ノ十七第九項、第四十四条第十三項及第十四項、第五十九条ノ二第八項並ニ第六十九条の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ指導ヲ受ケタルモノナルトキ其ノ他保険医療機関若ハ</p>

法令 関係	国民健康保険法（旧法） 保険者－医療供給主体	大項目 小項目	保険医療機関の選択
制定当初	昭和13年	第46条	組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ノ被保険者ニ対シ診療又ハ薬剤ノ支給ヲ為ス医師、歯科医師又ハ薬剤師ノ範囲ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
第2次改正	昭和17年	第19条の2	療養ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保険医及保険薬剤師並ニ組合ノ指定スル者ノ中自己選定シタル者ニ就キ診療又ハ薬剤ノ支給ヲ受クルモノトス
		第19条の3	保険医又ハ保険薬剤師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ医師、歯科医師又ハ薬剤師ニ就キ地方長官之ヲ指定ス 医師、歯科医師又ハ薬剤師ハ正当ノ理由ナクシテ保険医又ハ保険薬剤師タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ 医師、歯科医師又ハ薬剤師ヲ使用スル者ハ正当ノ理由ナクシテ其ノ医師、歯科医師又ハ薬剤師ガ保険医又ハ保険薬剤師タルコトヲ妨グルコトヲ得ズ
第3次改正	昭和23年	第8条の4	保険者ハ医師、歯科医師、薬剤師其ノ他ノ者ノ中ヨリ其ノ者ノ申出ニ依リ療養ノ給付ヲ担当スル者ヲ定ムベシ、療養ノ給付ヲ担当スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ヲ担当スル者タルコトヲ辞スルコトヲ得
旧法最終時		第8条の5	保険医又ハ医師、歯科医師、薬剤師其ノ他ノ者ノ中ヨリ其ノ者ノ申出ニ依リ療養ノ給付ヲ担当スル者（以下療養担当者ト称ス）ヲ定ムベシ、療養担当者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ療養担当者タルコトヲ辞スルコトヲ得

法令 関係	国民健康保険法（新法） 保険者－医療供給主体	大項目 小項目	保険医療機関等の選択（保険医療機関の指定）
現行法		第36条 第3項	被保険者が第1項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第43条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要し
制定時		第37条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、療養の給付を取り扱おうとするときは、病院若しくは診療所又は薬局ごとに、その所在地の都道府県知事にその旨を申し出なければならない。 2. 都道府県知事は、前項の規定による申出があった場合において、その受理を拒むには、地方社会保険医療協議会の議によらなければならない。 3. 療養取扱機関以外の病院若しくは診療所又は薬局につき健康保険法第43条の3第1項の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があったときは、その指定の時に、当該病院若しくは診療所又は薬局につき第1項の申出の受理があったものとみなす。ただし、その開設者が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。 4. 健康保険法第43条の12の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定の取消は、前項本文の規定により療養取扱機関とみなされたものの地位に影響を及ぼすものではない。 5. 療養取扱機関は、その所在地の都道府県及びその開設者が所在地の都道府県知事に申し出たその他の都道府県の区域内の保険者（組合の場合にあっては、その区域内に主たる事務所がある組合とする。）及びその保険者に係る被保険者に対する関係においてのみ、療養取扱機関たるものとする。
第 次改正	昭和61年第109号		第37条第5項が削除
第 次改正	平成6年		第37条が削除
第 次改正	平成6年	第36条	第36条第3項が追加。

法令 関係	国民健康保険法（新法） 保険者－医療供給主体	大項目 小項目	保険医療機関等の選択（保険医等の登録）
現行法		第40条	<p>1. 保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第43条の2に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）が、国民健康保険の療養の給付を担当し、又は国民健康保険の診療若しくは調剤に当たる場合の準則については、同法第43条の4第1項及び第43条の6第1項の規定による命令の例による。</p> <p>2. 前項の場合において、動向に規定する命令の例により難いとき又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生省令で定める。</p>
制定時		第38条	<p>第36条第3項に規定する療養を担当しようとする医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>
		第39条	<p>1. 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録は、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の申請に基づき、その住所地の都道府県知事が行う。</p> <p>2. 診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師が解説したものであり、かつ、当該開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事している場合において、当該診療所又は薬局につき第37条の規定による療養の給付を取り扱う旨の申出の受理があったときは、その申出の受理の時に、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師につき前項の登録があったものとみなす。</p> <p>3. 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師以外の医師若しくは歯科医師又は薬剤師につき健康保険法第43条の5の規定による保険医又は保険薬剤師の登録があったときは、その登録の時に、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師につき第1項の登録があったものとみなす。ただし、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。</p> <p>4. 前3項の場合において、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師が、この法律の規定により国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を取り消され、2年を経過しないものであるときは、都道府県知事は、第1項の登録を拒み、又は同項の登録があったものとみなさないこととすることができる。</p> <p>5. 健康保険法第43条の13の規定による保険医又は保険薬剤師の登録の取消は、第3項本文の規定により国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師とみなされた者の地位に影響を及ぼすものではない。</p>
第 次改正	昭和59年	第39条	<p>第39条第4項中「2年」を「2年」に改め、「ものであるとき」の下に「その他国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師として著しく不相当であると認めるとき」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。</p> <p>5. 都道府県知事は、前項の規定により国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を拒み、又はその登録があったものとみなさないこととするには、地方社会保険医療協議会の議によらなければならない。</p>
第 次改正	平成6年		第38条、第39条が削除
第 次改正	平成6年	第40条	第40条が追加

法令 関係	健康保険法	大項目 小項目	診療契約(保険医療機関等の診療方針)
現行規定	保険者-医療供給主体	第43条の4	<p>①保険医療機関又ハ保険薬局ハ当該保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ当該保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ラシテ第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ定ムル所ニ依リ診療又ハ調剤ニ当ラシムルノ外命令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ヲ担当スベシ</p> <p>②保険医療機関又ハ保険薬局ハ前項(第四十三条ノ十七第九項、第四十四条第十四項、第五十九条ノ二第八項及第六十九条ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ルノ外船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号、他ノ法律ニ於テ準用シ又ハ例ニ依ル場合ヲ含ム)又ハ地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号(以下本法以外ノ医療保険各法ト称ス))ニ依ル療養ノ給付並ニ老人保健法ニ依ル医療、入院時食事療養費ニ係ル療養及特定療養費ニ係ル療養ヲ担当スルモノトス</p>
制定当初	昭和17年本条追加	第43条の4	保険医及保険薬剤師ガ療養ノ給付ヲ担当スルニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム(昭18.4.1)

法令 関係	健康保険法 保険者-医療供給主体	大項目 小項目	診療契約（保険医療機関等の診療方針）
現行規定		第43条の6	①保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保険ノ診療又ハ調剤ニ当ルベシ ②保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ハ前項（第四十三 条ノ第七九項、第四十四条第十四項、第五十九条ノ 二第八項及第六十九条ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ 含ム）ノ規定ニ依ルノ外本法以外ノ医療保険各法又ハ 老人保健法ニ依ル診療又ハ調剤ニ当ルモノトス
制定当初	昭和32年本案追加	第43条の6	保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ保険薬局 ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ハ命令ノ定ムル所ニ依 リ健康保険ノ診療又ハ調剤ニ当ルベシ 保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ保険薬局 ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ハ前項（第五十九条ノ 二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ルノ外 本法以外ノ社会保険各法ニ依ル診療又ハ調剤ニ当ルモ ノトス（昭32.5.1）
第58次改正	昭和57年	第43条の6	第2項中「社会保険各法」の下に「又ハ老人保険法」を 加える。

法令 関係	健康保険法 関係	大項目 小項目	診療契約（保険医療機関等の診療報酬）
現行規定	保険者－医療供給主体	第43条の9	①保険医療機関又は保険薬局が療養ノ給付ニ関シ保険者ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス ②前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス ③保険者ハ保険医療機関又は保険薬局トノ契約ニ依リ当該保険医療機関又は保険薬局が療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ保険者が健康保険組合ナルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス ⑤保険者ハ前項ノ規定ニ依ル審査及支払ニ関スル事務ヲ社会保険診療報酬支払基金ニ委託スルコトヲ得 ⑥前五項ニ定ムルモノノ外保険医療機関又は保険薬局ノ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求ニ関シテ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
制定当初	昭和17年本案追加	第43条の5	保険医若ハ保険薬剤師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ関シ保険者ニ請求スベキ費用ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
		勅令 第76条	保険医若ハ保険薬剤師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ関シ保険者ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ヨリ一部負担金ノ支払ヲ要セサル場合ニ於テハ療養ニ要スル費用トス 前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ保険者之ヲ算定ス 厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ヲ為サントスルトキハ日本医師会会長日本歯科医師会会長又ハ日本薬剤師会会長ノ意見ヲ聴クベシ
	昭和22年	政令	第3項中「日本医師会長、日本歯科医師会会長又ハ日本薬剤師会長」ヲ「健康保険診療報酬算定協議会」に改める。 保険医若ハ保険薬剤師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ関シ保険者ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用トス但シ一部負担金ノ支払ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ費用ヨリ一部負担金ヲ控除シタル額トス
		政令 第76条の2	健康保険ニ於ケル適正ナル診療報酬ヲ審議スル為健康保険診療報酬算定協議会ヲ置ク健康保険診療報酬算定協議会ノ委員ハ保険者ヲ代表スル者、被保険者及事業主ヲ代表スル者、医師及歯科医師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ付厚生大臣各同数ヲ委嘱ス 前項ノ委員ハ被保険者及事業主ヲ代表スル者又ハ医師及歯科医師ヲ代表スル者ニ付テハ各所属団体ノ推薦ニ依リ前三項ニ規定スルモノノ外健康保険診療報酬算定協議会ニ関シ必要ナル事項ハ厚生大臣ヲ定ム
第10次改正	昭和22年	法律 「勅令」を 「政令」に 改める。	
第11次改正	昭和23年	第43条の6	保険医若ハ保険薬剤師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ関シ保険者ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用トス 前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ保険者之ヲ算定ス 厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ヲ為サントスルトキハ社会保険診療報酬算定協議会ノ意見ヲ聴クベシ
		第43条の7	健康保険ニ於ケル適正ナル診療報酬ヲ審議スル為健康保険診療報酬算定協議会ヲ置ク 社会保険診療報酬算定協議会ノ委員ハ保険者ヲ代表スル前項ノ委員ハ被保険者及事業主ヲ代表スル者又ハ医師及歯科医師ヲ代表スル者ニ付テハ各所属団体ノ推薦ニ依リ削除
		政令 第76条 政令 第77条の2	削除
第14次改正	昭和24年	第43条の6	第1項中「療養ニ要スル費用」の下に「ヨリ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額」を加える。
第15次改正	昭和25年	第43条の6	第3項中「社会保険診療報酬算定協議会ノ意見ヲ聴クベシ」を「中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス」に改める。
		第43条の7	削除

法令	健康保険法	大項目	診療契約（保険医療機関等の診療報酬）
関係	保険者－医療供給主体	小項目	
第30次改正	昭和32年	第43条の9	<p>①保険医療機関又は保険薬局が療養ノ給付ニ関シ保険者ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス</p> <p>②前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス</p> <p>③保険者ハ保険医療機関又は保険薬局トノ契約ニ依リ当該保険医療機関又は保険薬局が療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ保険者が健康保険組合ナルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス</p> <p>④保険者ハ保険医療機関又は保険薬局ヨリ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求アリタルトキハ第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令並ニ前二項ノ規定ニ依ル定ニ照シ之ヲ審査シタル上支払フモノトス</p> <p>⑤保険者ハ前項ノ規定ニ依ル審査及支払ニ関スル事務ヲ社会保険診療報酬支払基金ニ委託スルコトヲ得</p> <p>⑥前五項ニ定ムルモノノ外保険医療機関又は保険薬局ノ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求ニ関シテ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム</p>

法令	国民健康保険法（旧法）	大項目	診療契約（保険医療機関等の診療方針）
関係	保険者－医療供給主体	小項目	
制定時	昭和13年		規定なし
第2次改正	昭和17年	第19条の4	保険医又ハ保険薬剤師方療養ノ給付ヲ担当スルニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第3次改正			規定なし
第4次改正	昭和25年	第8条の7	療養ノ給付ヲ担当スル者ガ被保険者ノ保険診療ヲ行フトキハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ懇切丁寧ニ之ヲ担当シ都道府県知事ノ指導ヲ受クベシ 厚生大臣前項ノ定ヲサントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スベシ 都道府県知事療養ノ給付ヲ担当スル者ノ保険診療ニ関シ其ノ指導監督ノ大綱ヲ定メントスルトキハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スベシ
旧法最終時		第8条の8	療養担当者ガ被保険者ノ保険診療ヲ行フトキハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ懇切丁寧ニ之ヲ担当シ都道府県知事ノ指導ヲ受クベシ 厚生大臣前項ノ定ヲサントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スベシ 都道府県知事療養担当者ノ保険診療ニ関シ其ノ指導監督ノ大綱ヲ定メントスルトキハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スベシ

法令 関係	国民健康保険法（旧法） 関係者－医療供給主体	大項目 小項目	診療契約（保険医療機関等の診療報酬）
制定時	昭和13年		規定なし
第2次改正	昭和17年	第19条の5	保険医若ハ保険薬剤師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ関シ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
第3次改正	昭和23年	第8条の5	保険者ハ療養ノ給付ヲ担当スル者ト協議ノ上社会保険診療報酬算定協議会ニ於テ審議シタル国民健康保険ノ診療報酬額ノ標準額ヲ基準トシテ之ニ支払フベキ診療報酬ノ額ヲ定メ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ 普通国民健康保険組合又ハ国民健康保険ヲ行フ社団法人前項ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ認可ヲ受ケントスルトキハ関係市町村長ヲ經由スベシ
		第8条の6	前二条ノ規定ニ依リ療養ノ給付ヲ担当スル者又ハ之ニ支払フベキ診療報酬ノ額ガ定マラザルトキハ保険者ハ国民健康保険審査会ニ対シ其ノ決定ニ付幹旋ヲ請求スベシ
		第8条の7	国民健康保険ノ診療報酬ノ標準額ヲ審議スル為社会保険診療報酬算定協議会ヲ置ク 協議会ノ委員ハ保険者ヲ代表スル者、被保険者ヲ代表スル者、医師又ハ歯科医師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ就キ厚生大臣各同数ヲ委嘱ス 前項ノ委員ハ保険者ヲ代表スル者、医師又ハ歯科医師ヲ代表スル者ニ付テハ各所属団体ノ推薦ニ依リ前二項ニ規定スルモノノ外協議会ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
第4次改正	昭和25年	第8条の5	保険者ハ療養ノ給付ヲ担当スル者ト協議ノ上厚生大臣ノ定ムル標準額ヲ基準トシテ適正ナル診療報酬ノ額ヲ定メ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ 厚生大臣前項ノ規定ニ依リ診療報酬ノ標準額ヲ定メントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スベシ 普通国民健康保険組合又ハ国民健康保険ヲ行フ社団法人第一項ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ認可ヲ受ケントスルトキハ関係市町村長ヲ經由スベシ
旧法最終時		第8条の6	保険者ハ療養担当者ト協議ノ上厚生大臣ノ定ムル標準額ヲ基準トシテ適正ナル診療報酬ノ額ヲ定メ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ 普通国民健康保険組合又ハ国民健康保険ヲ行フ社団法人第一項ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ認可ヲ受ケントスルトキハ関係市町村長ヲ經由スベシ
		第8条の7	前二条ノ規定ニ依リ療養担当者又ハ之ニ支払フベキ診療報酬ノ額ガ定マラザルトキハ保険者ハ国民健康保険審査会ニ対シ其ノ決定ニ付幹旋ヲ請求スベシ

法令 関係	国民健康保険法（新法） 関係者－医療供給主体	大項目 小項目	保険医療機関等の診療方針
現行法		第40条	<p>1. 保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第43条の2に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）が、国民健康保険の療養の給付を担当し、又は国民健康保険の診療若しくは調剤に当たる場合の準則については、同法第43条の4第1項及び第43条の5第1項の規定による命令の例による。</p> <p>2. 前項の場合において、動向に規定する命令の例により難いとき又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生省令で定める。</p>
制定時		第40条	療養取扱機関において行われる療養の給付に関する準則については、厚生省令で定めるもののほか、健康保険法第43条の4第1項及び第1項の規定による命令の例による。
第 次改正	平成6年	第40条	第40条が現行法通りとなる。

法令 関係	国民健康保険法（新法） 関係	大項目 小項目	保険医療機関等の診療報酬
現行法	保険者－医療供給主体	第54条	<p>1. 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者（第57条に規定する場合にあっては、世帯主又は組合員）が当該保険医療機関等に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。</p> <p>2. 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保健法第43条の9第2項の規定による厚生大臣の定例による。</p> <p>3. 保険者は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、当該保険医療機関等において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。</p> <p>4. 保険者は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があったときは、第40条に規定する準則並びに第2項に規定する額の算定方法及び前項の定めにより審査した上、支払うものとする。</p> <p>5. 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の3分の2に達しないものを除く。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。</p> <p>6. 前項の規定による委託を受けた国民健康保険団体連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、民法第34条の規定により設立された法人であって、審査に関する組織その他の事項につき厚生省令で定める要件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生大臣が指定するものに委託することができる。</p> <p>7. 前項の規定により厚生大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた者は、当該診療報酬請求書の審査を厚生省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。</p> <p>8. 前各項に規定するもののほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生省令で定める。</p>
制定時		第45条	<p>1. 保険者は、療養の給付に関する費用を療養取扱機関に支払うものとし、療養取扱機関が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者（第57条に規定する場合にあっては、世帯主又は組合員）が当該療養取扱機関に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。</p> <p>2. 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保健法第43条の9第2項の規定による厚生大臣の定例による。</p> <p>3. 保険者は、都道府県知事の認可を受け、療養取扱機関との契約により、当該療養取扱機関において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により、算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。</p> <p>4. 保険者は、療養取扱機関から療養の給付に関する費用の請求があったときは、第40条に規定する準則並びに第2項に規定する額の算定方法及び前項の定めにより審査した上、支払うものとする。</p> <p>5. 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の3分の2に達しないものを除く。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。</p> <p>6. 前5項の規定するもののほか、療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生省令で定める。</p>
第 次改正	昭和59年第77号	第45条	第45条第6項中「前5項」を「前各項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に第6項・第7項を加える。

(組合健保・政管健保共通)

法令 関係	健康保険法 保険者－医療供給主体	大項目 小項目	診療内容及び報酬の審査、支払	
改正時期	時期		条文	備考
現行規定		第43条の 9第4項	保険者ハ保険医療機関又ハ保険薬局ヨリ療養ノ給付ニ関スル 費用ノ請求アリタルトキハ第43条ノ4第1項及ビ第43条ノ6第1 項ノ規定ニ依ル命令並ニ前二項ノ規定ニ依ル定メニ照シ之ヲ 審査シタルト支払ウモノトス	保険者の審査権限を確認
制定当初	昭和32年～	第43条の 9第4項	保険者ハ保険医療機関又ハ保険薬局ヨリ療養ノ給付ニ関スル 費用ノ請求アリタルトキハ第43条ノ4第1項及ビ第43条ノ6第1 項ノ規定ニ依ル命令並ニ前二項ノ規定ニ依ル定メニ照シ之ヲ 審査シタルト支払ウモノトス	

(組合健保・政管健保共通)

法令 関係	健康保険法 保険者一医療供給主体	大項目 小項目	診療内容及び報酬の審査、支払	
改正時期	時期		条文	備考
現行規定	年～年	第43条の9第5項	保険者八前項ノ規定ニ依ル審査及支払ニ関スル事務ヲ社会保険診療報酬支払基金ニ委託スルコトヲ得	審査支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託する上での根拠規定であり、保険者は委任する義務を負うものではない。 (政管、組合) 審査：各地区保険医師会保険部 支払：医師会経由 (政管、組合)支払：各都道府県保険課
	昭和2年～			(組合)
	昭和18年～ 昭和20年4月～			(組合) 支払：健康保険組合連合会。支払事務が繁忙で遅延が多いため連合会で一括支払事務を行うが、事務処理上の都合から廃止される。
	昭和21年4月～			(組合) 支払：地区保険医師会保険部 医師会解散により
	昭和22年10月～			(政管) 支払：社会保険協会 (組合) 支払：健康保険組合連合会
	昭和23年2月～			(政管、組合) 審査：保険医指導委員会 十分な職員を抱えていなかったため、支払が停滞
	昭和23年8月～	保発第29号	『社会保険診療報酬支払基金の創設に関する件』(各健康保険組合理事長宛 社会保険局長通知)「(社会保険診療報酬支払基金)本制度の円滑なる運営は保険者たる各健康保険組合の協力如何にかかっているのであるから左記事項留意のうえ、格段のご協力をわすらわれない。」	9月～基金業務開始
		保発第42号	『健康保険組合における診療報酬の支払に関する件』(各都道府県民生部保険課長宛 厚生省保険局長通知)「健康保険組合の各保険医に対する診療報酬は、本年8月から総て社会保険診療報酬支払基金法により設立される基金を通じ、支払われることとなるが、…審査機関を通ずることなく、直接に支払っている向があるやに聞き及ぶが、このような取扱は保険医制度の健全な運行を阻害する者であるから、直ちに廃止されるよう措置されたい。」	
昭和25年9月～	厚生省告示第239号	『健康保険保険医療費担当規程』第21条「保険医又はこれを使用する者は、診療報酬の請求をしようとするときは、…病院又は診療所所在地の都道府県社会保険診療報酬支払基金を経由して、所轄都道府県知事又は当該県甲保険組合に提出しなければならない。」		
制定当初	昭和32年3月～	第43条の9第5項	保険者八前項ノ規定ニ依ル審査及支払ニ関スル事務ヲ社会保険診療報酬支払基金ニ委託スルコトヲ得	
		厚生省令第14号	『保険医療機関及び保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関する省令』「1. 保険医療機関又は保険薬局は、療養の給付に関し費用を請求しようとするときは、…当該保険医療機関又は保険薬局の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所を経由して当該保険者に提出しなければならない。」	

(組合健保・政管健保共通)

法令 関係	健康保険法 保険者－医療供給主体	大項目 小項目	診療内容及び報酬の審査、支払	備考
改正時期 現行規定	時期	第43条の 9第6項	条文 前5項ニ定ムルモノノ外保険医療機関又ハ保険薬局ノ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求ニ関シテ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム	
制定当初	昭和32年3月～	第43条の 9第6項	前6項ニ定ムルモノノ外保険医療機関又ハ保険薬局ノ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求ニ関シテ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム	

(国保)

法令	国民健康保険法	大項目	診療内容及び報酬の審査、支払	
関係	保険者-医療供給主体	小項目		
改正時期	時期		条文	備考
現行規定		第45条第4項	保険者は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があったときは、第40条に規定する準則並びに第2項に規定する額の算定方法及び前項の定めを照らして審査した上、支払うものとする。	保険者の審査権限。
制定当初	昭和33年～	第45条第4項	保険者は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があったときは、第40条に規定する準則並びに第2項に規定する額の算定方法及び前項の定めを照らして審査した上、支払うものとする。	

(国保)

法令 関係	国民健康保険法 保険者-医療供給主体	大項目 小項目	診療内容及び報酬の審査、支払	
改正時期 現行規定	年～年	第45条第5項	保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の3分の2に達しないものを除く）又は社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。	備考
	昭和13年～			審査・支払：各都道府県医師会審査委員会もしくは地区医師会
	昭和18年～			審査：各都道府県「国民健康保険診療報酬/療養協議会（/審査会?）」（行政指導）
	昭和22年10月			医師会解散により、 支払：国民健康保険連合会
	昭和23年8月～			審査：国保診療報酬支払協議会（行政指導）
	昭和23年2月			審査：保険医指導委員会
	昭和23年9月			基金が設立されるが、当時の国保は保険料徴収がほとんどできず、支払遅延がひどかったため基金をスムーズに発足できないという理由から、対象外とされた。
制定当初 （第5次改正）	昭和26年～	第47条の2	保険者ハ社会保険診療報酬支払基金又ハ国民健康保険診療報酬審査委員会ニ療養担当者ノ提出セル診療報酬請求書ノ審査ヲ請求スルコトヲ得。前項ノ規定ハ保険者が自ら審査ヲ為シ又ハ都道府県ラ区域トセル連合会ニ対シ審査ノ為スコトヲ妨ガス。前二項ノ審査ハ第八條ノ八第一項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ニ照ラシ当該診療報酬請求ノ適正ナリヤ否ヤニ付行フモノトス	「国民健康保険診療報酬審査委員会」設置。受診率の上昇による取扱件数の著しい増大や療養の給付の増加に伴い、医療費の適正化が強い要望として出され、これまで行政措置として行ってきた診療報酬の審査機能を、国民健康保険法に明確に位置づける必要が生じ、「第八章診療報酬請求書の審査」の1章が設けられた。これにより、 ①社会保険診療報酬支払基金への委託 ②都道府県国民健康保険診療報酬審査委員会への委託 ③都道府県国民健康保険団体連合会への委託 ④保険者の自己審査、の4つの選択が出来ることとなった。
		第47条の3	前条第一項ノ審査ヲ行フ為都道府県知事ノ定ムル所ニ依リ都道府県ニ又ハ二以上ノ国民健康保険診療報酬審査委員会ヲ置クモノトス	
	昭和34年～	第45条第5項	保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の3分の2に達しないものを除く）又は社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。	審査事務の統一を図る観点から、 ①国民健康保険団体連合会 ②社会保険診療報酬支払基金、のいずれかに委託できるとされた。 健保のように②だけに統一化しなかったのは、旧法当時保険者がほとんど支払基金に委託していない異状にあったこと、仮に統一しても国保の診療報酬については当分円滑に運用されないと考えられたことによる。保発4号「審査の適正と支払の迅速をはかるため、これを連合会に委託させる方針であること」（昭和34年1月27日）
	昭和33年～	保発第4号	『国民健康保険法施行事務の取扱について』第12診療報酬審査委員会に関する事項（審査及び支払の委託）『法第45条第5項の規定により、保険者は、療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求について、その審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託することができるものであるが、審査の適正と支払の迅速をはかるため、これを連合会に委託させる方針であること』	